整	理	:	番	号	1	処理機関(所管課)	上下水道課		
処	分	0)	概	要	手数料の徴収				
根担	拠法~	合(/	条例	等)	鳩山町水道事業給水条	例(昭和43年条例第1	6号)		
根	拠		条	項	(手数料) 第30条 手数料は、次の 際、これを徴収する。 た場合は、申込み後に (1) 第8条第1項の指定 (2) 第8条第1項の指定 (3) 第8条第2項の設計 1回につき1,000円 (4) 第8条第2項の検査 (5) 第20条第2項の消 1,550円 (6) 給水中止手数料 (7) 第33条第2項の確認 (8) 各種証明手数料	ただし、町長が特別の 徴収することができる をするとき 1件につ の更新を受けるとき 審査(材料確認を含む をするとき 1回につ 防演習の立会いをする 1件につき800円 20をするとき 1回につ	理由があると認める。 き1万円 1件につき1万円 か。)をするとき き1,550円 るとき 1回につき		
処	分		基	準					
未	未設定(条文において判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため)								
関	係	法	令	等					
関	係	文	書	等					
処分基準設定年月日				月日	年 月	Ħ			
備				考					

不利益処分の処分基準 整理番号 2 処理機関(所管課) 上下水道課

Ħ	生	宙	ク	2		工一小坦味	
処	分	の 概	要	給水の停止			
根拠法令(条例等)				鳩山町水道事業給水条例(昭和43年条例第16号)			
根	(給水の停止) 第34条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の使用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。 (1) 水道の使用者が、第10条の工事費、第21条第2項の修繕費第24条の料金又は第30条の手数料を指定期限内に納入しないとき。 (2) 水道の使用者が、正当な理由がなくて、第25条の使用水量の計量又は第32条の検査を拒み、又は妨げたとき。 (3) 給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、なお、これを改めたいとき。						
処	分	基	準				
;	未設定(条文において判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため)						
関	係	法 令	等	鳩山町水道事業給水条例	施行規程		
関	係	文書	等				
処分基準設定年月日				年 月	日		
備			考				

整	理	番	号	3	処理機関(所管課)	上下水道課			
処	分(か 概	要	過料					
根	拠法令	(条例	[等]	鳩山町水道事業給水条例(昭和43年条例第16号)					
根	拠	条	項	微な変更を除く。) (2) 正当な理由がなく	ことができる。 けないで、給水装置の 見の厚生労働省令で定 又は撤去をした者 て、第17条第2項のメ 量、第32条の検査又は た者 水装置の管理義務を製 は第30条の手数料の徴	新設、改造、修繕 める給水装置の軽 ーターの設置、第 は第34条の給水の停 著しく怠った者			
処	分	基	準						
	未設定(条文において判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため)								
関	係	生 令	等						
関	係	文書	等						
処分	分基準	設定年	月日	年 月	日				
備			考						

整	理	番	号	4	処理機関(所管課)	上下水道課	
処	分	の概	要	料金を免れた者に対す	る過料		
根	拠法令	(条例	(等)	鳩山町水道事業給水条	例(昭和43年条例第1	.6号)	
根	拠	条	項	(料金を免れた者に対す 第41条 町長は、詐欺その 第30条の手数料の徴収を 倍に相当する金額(当記 きは、5万円とする。)」	の他不正の行為によって を免れた者に対し、徴 亥5倍に相当する金額が	収を免れた金額の5 5万円を超えないと	
処	分	基	準				
	未設定(条文において判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため)						
関	係	法令	等				
関	係	文書	等				
処么	分基準	設定年	月日	年 月	日		
備			考				

整	理	番	号	5	処理機関(所管課)	上下水道課		
処	分(の概	要	指定の取消し				
根拠法令(条例等)				鳩山町水道事業指定給水装置工事事業者規程(平成10年企業規 程第3号)				
根	拠	条	項	ときは、第4条第1項の (1) 不正の手段により (2) 第5条各号のいずれ (3) 前条の規定による き。 (4) 第12条各項の規定 (5) 第13条に規定する 準に従った適正な工 と認められるとき。 (6) 第16条の規定によ れに応じないとき。 (7) 第17条の規定によ	第4条第1項の指定を受 れかに適合しなくなっ る届出をせず、又は虚 に違反したとき。 る給水装置工事の事業 事の事業の運営をす る町長の求めに対し、 る町長の求めに対し、 な偽の報告若しくは資 が水道施設の機能に降	ができる。 受けたとき。 たとき。 たとの届出をしたと の運営に関するなと できる。 でであることができる。 でできる。 でであることができる。 でできる。 でできる。 でできる。 でできる。 でできる。 でできる。 でできる。 でできる。 ででできる。 でできる。 ででできる。 でできる。 でできる。 ではな理由なくこと。 といることと といることと でいることと でいることと でいることができる。 でいることができる。 でいることができる。 でいることができる。 でいることができる。 でいることができる。 でいることができる。 でいることができる。 でいることができる。 でいることができる。 でいることがでいる。 でいることができる。 でいることがでいる。 でいることがでいる。 でいることがでいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいることがでいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。		
処	分	基	準					
	未設定(条文において判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため)							
関	係	去 令	等					
関	係	文 書	等					
処分基準設定年月日				年 月	日			
備			考					

整	理		番	号	6	処理機関(所管課)	上下水道課				
処	分	の	概	要	指定の停止						
根	根拠法令(条例等)				鳩山町水道事業指定給水装置工事事業者規程(平成10年企業規 程第3号)						
根	拠		条	項	(指定の停止) 第9条 前条各号に該当する場合において、指定工事業者にしん酌 すべき特段の事情があるときは、町長は、指定の取消しに替えて、 6月を超えない期間を定め指定の効力を停止することができる。						
処	分		基	準							
	未設定(条文において判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため)										
関	係	法	令	等							
関	係	文	書	等							
処么	分基準	能設定	定年月	月日	年 月	Ħ					
備				考							